

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【公開番号】特開2008-173496(P2008-173496A)

【公開日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-030

【出願番号】特願2008-55620(P2008-55620)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/56

A 6 1 M 25/00 4 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

海綿骨の容積を取り囲む皮質壁を有する椎体において配置するようなサイズに作られかつ構成された、拡張することができる構造を備える空洞形成デバイスであって、前記拡張することができる構造は拡張された構成と拡張されていない構成とを有し、前記拡張することができる構造は、前記海綿骨の容積内に配置されたときに前記拡張されていない構成から前記拡張された構成へと前記拡張することができる構造を変化させると海綿骨の容積の約90%未満を圧縮するように、少なくとも1つの寸法を有する、空洞形成デバイスと、

前記拡張されていない構成から前記拡張された構成へと、海綿骨の容積内に配置されたときに前記拡張することができる構造を変化させるための装置と、

望ましい治療的結果を提供するために腔内に送り込まれる治療的物質と、

構造的支持を提供するために該腔内に送り込まれるある体積の充填材料と、
を備える、装置。

【請求項2】

前記治療的物質は、前記拡張することができる構造上に塗布され、前記海綿骨の容積が圧縮されている間に送り込まれる、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記治療的物質は、前記拡張することができる構造を前記海綿骨の容積を圧縮するよう拡張した後に送り込まれる、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記治療的物質は抗生物質を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記治療的物質は、骨成長因子を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記治療的物質は化学療法薬剤を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

前記治療的物質は骨粗しょう症薬剤を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項 8】

前記充填材料は骨セメントを含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

前記海綿骨の容積の約 70 % ~ 90 % が圧縮される、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

前記拡張することができる構造は、膨張可能な本体を含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 11】

前記膨張可能な本体がバルーンを含む、請求項 10 に記載の装置。